



オーリンク社労士法人代表 小田切から皆さまへご挨拶

挨拶

■ 障害年金に関する、お役立ち情報をお届けしております。

皆さま、こんにちは。社会保険労務士の小田切です。

ニュースレターを始めさせて頂き、県内からの反響も好評です。少しでも、お得な情報、役立つ豆知識などを皆さまにお届けすべく、スタッフ皆が手作りで作っております。

皆さまに少しでも貢献できる事務所を目指して、頑張っって継続していきますので、今後とも当事務所をよろしく願います！



障害年金を請求するための3つの要件

NEWS

○障害年金を請求するためには3つの要件を満たす必要があります

①初診日要件

病気やけがで最初に病院にかかった日(初診日)において国民年金、厚生年金保険、共済保険のいずれかに加入している事。

②保険料納付要件

初診日の前々月より1年間、保険料の未納期間がない事。
もしくは全加入期間のうち2/3以上の期間を保険料を払っているか、又は免除されている事。

③障害認定日要件

初診日から1年6か月後の時点(障害認定日)において障害等級に該当しているか。

○対策

障害年金を請求することは可能なかどうか、症状が障害年金の基準に該当しているかなど、ご自分が障害年金を請求するための要件を満たしているかどうかはとても難しい判断となります。

障害年金の申請は経験のある社労士にご相談なさることをお勧めします。

お気軽に当センターへご相談下さい。



編集後記 (担当 岡本)

新しい年度が始まりました。また新たな気持ちで頑張りたいと思います。

障害年金の受取額も年度が替わり改定されました。前年度より金額は少し上がって、障害基礎年金の2級の方は¥780,100、1級の方は¥975,125となりました。障害年金は請求しなければ受給することは出来ません。請求をお考えの方は是非一度当センターの初回無料相談にご相談ください。



〒273-0005 千葉県船橋市本町2-2-7船橋本町プラザビル7階
TEL 047-435-5777 FAX 047-435-5779

障害年金HPの検索は、【船橋 障害年金】

無料障害年金相談受付ダイヤル

047-435-5777

受付時間(平日)
9:00~18:00



当事務所の障害年金相談は初回無料！